

学校職員の働き方改革の推進について

我孫子市立新木小学校

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン（抜粋）

【目的】 — 我孫子で育つ子ども達の笑顔のために —
学校教育の質の向上を目指し、学校職員が心身ともに健康でゆとりを持ち、子ども達と向き合える環境を整備する。

○業務の改善と削減の推進

（１）職員の勤務時間 ８：００～１６：３０

・一斉退勤日を定める。新木小学校は、金曜日１７：３０までに退勤。

（２）夏季・冬季休業中の閉庁日を含む「学校閉鎖期間」を年間１５日以上設定

（３）電話対応時間の設定 ～夜間・休日の制限～

・一斉退勤日 : ８：００ ～ １７：００
・平日 : ８：００ ～ １７：３０
・土日祝 : 電話対応なし（学校行事等開催時は平日に準じる）
・長期休業中 : ８：００ ～ １６：３０（学校閉庁日を除く）

※上記の時間以外は、音声電話対応になります。

・上記時間外の児童生徒の生命安全に関わる重大事態時は、市役所代表へ連絡を入れてください。代表から各学校の管理職へ連絡します。我孫子市役所 ０４－７１８５－１１１１（代表）

（４）教育委員会等の行政との連携

・学校だけでは解決が難しい事案について、教育委員会等の行政と連携し解決に取り組みます。

○「学校・教師が担う業務に係る３分類」における人員体制の確保

（１）スクールサポートスタッフの配置

（２）部活動指導員による支援体制の構築（中学校）

（３）校内教育支援センター指導員の配置

（４）学校運営協議会・地域学校協働活動推進員の活用

（５）学生ボランティアの活用

○部活動の在り方に関するガイドライン

（１）各部活動の特性に応じて、オンシーズン・オフシーズンを考慮し実施します。

（２）活動日数や時間、休養日の設定

・平日 : １週間のうち、３回の活動を上限とします。

※ただし、大会やコンクール等の３週間前からは、週４回・集合から解散まで９０分以内の活動が可能となっていますので、その都度出される部活動便りでご確認ください。

・休日（土日祝日）や長期休業日 : 原則として実施しません。

※ただし、出場する大会やコンクール等が休日の場合には、担当者より事前に連絡します。

※コンクールに参加する吹奏楽部等は、長期休業中の平日の活動を可としますが、活動時間は、集合から解散まで３時間以内とします。

※熱中症の危険が高いと判断した場合（暑さ指数３.１度以上）は、練習を中止します。